

自然公園制度について

1. 自然公園制度の概要

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的に、自然公園法及び都道府県条例に基づき指定される公園。区分及び県内指定状況は以下のとおり。

<区分>

○国立公園（根拠：自然公園法）

我が国を代表する優れた自然の風景地で、環境大臣が指定

○国定公園（根拠：自然公園法）

国立公園に準ずる自然の風景地で、都道府県知事の申出により、環境大臣が指定

○都道府県立自然公園（根拠：都道府県条例）

当該都道府県を代表する自然の風景地で、都道府県が条例により指定

<県内指定状況>

公園名・地区名		指定年月日	面積 (ha)	関係市町村
磐梯朝日国立公園	出羽三山 朝日地域	S25. 9. 5	54,213	西川町、朝日町、大江町、大蔵村、小国町、鶴岡市、庄内町
	飯豊地域		10,093	飯豊町、小国町
	吾妻地域		6,810	米沢市
	計		71,116	
国定公園	鳥海	S38. 7. 24	13,553 (海域 3,459ha)	酒田市、遊佐町
	蔵王	S38. 8. 8	18,878	山形市、上山市
	栗駒	S43. 7. 22	9,824	新庄市、最上町、金山町
県立自然公園	庄内海滨	S23. 8. 5	6,267	鶴岡市、酒田市
	御所山	S26. 3. 20	13,515	東根市、尾花沢市、最上町
	県南	S36. 9. 1	10,124	南陽市、高畠町
	加無山	S38. 12. 6	8,502	真室川町、金山町
	天童高原	S42. 8. 30	1,883	天童市
	最上川	S46. 6. 2	1,848	戸沢村、酒田市、庄内町
	合計		15,510	

2 公園計画

公園計画は、自然公園それぞれの特性に応じて、いかにその公園の風致・景観の保護を図り、資質を保全していくか、また、野外レクリエーションの場としていかに施設の整備を図っていくか等について計画するものである。計画は、公園の土地利用のあり方、施設整備の基本となるもので、規制計画と事業計画に大別される。

3 規制計画

規制計画は、保護規制計画、利用規制計画に分けられる。

○保護規制計画：一定の公用制限のもとで、風致景観の維持及び適正な利用の推進を図るため、区域を区分するもの。

○利用規制計画：特に優れた自然の風景地における公園利用の増大に対処し、公園の適正利用と保護を図るために、公園利用の規制を行う場合に定める。

4 事業計画

事業計画は、公園内の施設配置、整備方針や管理に関する計画で、以下の4つに分けられる。

○保護施設計画：公園景観または景観要素の保護及び利用上の安全を確保する施設の計画（植生復元施設、動物繁殖施設、砂防施設、自然再生施設等）

○利用施設計画：各公園に応じた利用形態の増進を図ることを目的として、計画的に施設の整備を行うことにより、利用者を誘導するための計画（道路、宿舎、スキーチャンプ、運動場等）

○生態系維持回復計画：動物の食害や外来植物の侵入による生態系への被害を予防及び回復を図る計画

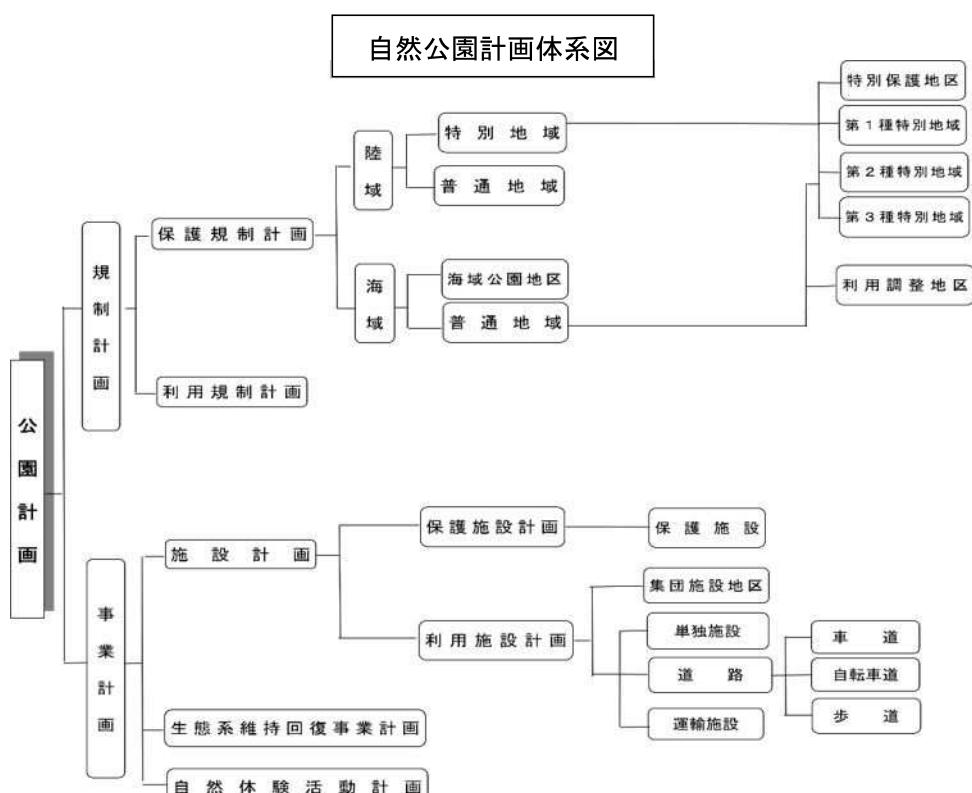
○自然体験活動計画：公園ごとの特性を踏まえ、質の高い自然体験活動の促進するうえで、促進に関する基本的な方針等を定める計画

5 公園計画の決定

国立公園：環境大臣が関係都道府県及び中央環境審議会の意見を聴いて決定

国定公園：環境大臣が都道府県の申出により中央環境審議会の意見を聴いて決定

県立自然公園：知事が関係市町村及び県環境審議会の意見を聴いて決定



蔵王国定公園の概要

1 自然公園の指定

昭和 38 年 8 月 8 日 (平成 22 年に点検により計画変更)

2 面積

18, 878 ha

<市町村別内訳>山形市 13, 838 ha、上山市 5, 040 ha

3 規制計画

(単位 : ha)

区分	面積			
		国	公	私
特別保護地区	1, 157	1, 157	0	0
第 1 種特別地域	1, 636	1, 432	98	106
第 2 種特別地域	4, 558	2, 977	387	1, 194
第 3 種特別地域	10, 448	4, 232	0	6, 216
普通地域	1, 079	48	45	986
合計	18, 878	9, 846	530	8, 502

4 事業計画

①保護施設計画

植生復元施設

②利用施設計画

集団施設地区、単独施設（宿舎、スキーチャンプ、運動場等）、道路（車道、歩道）、運輸施設など

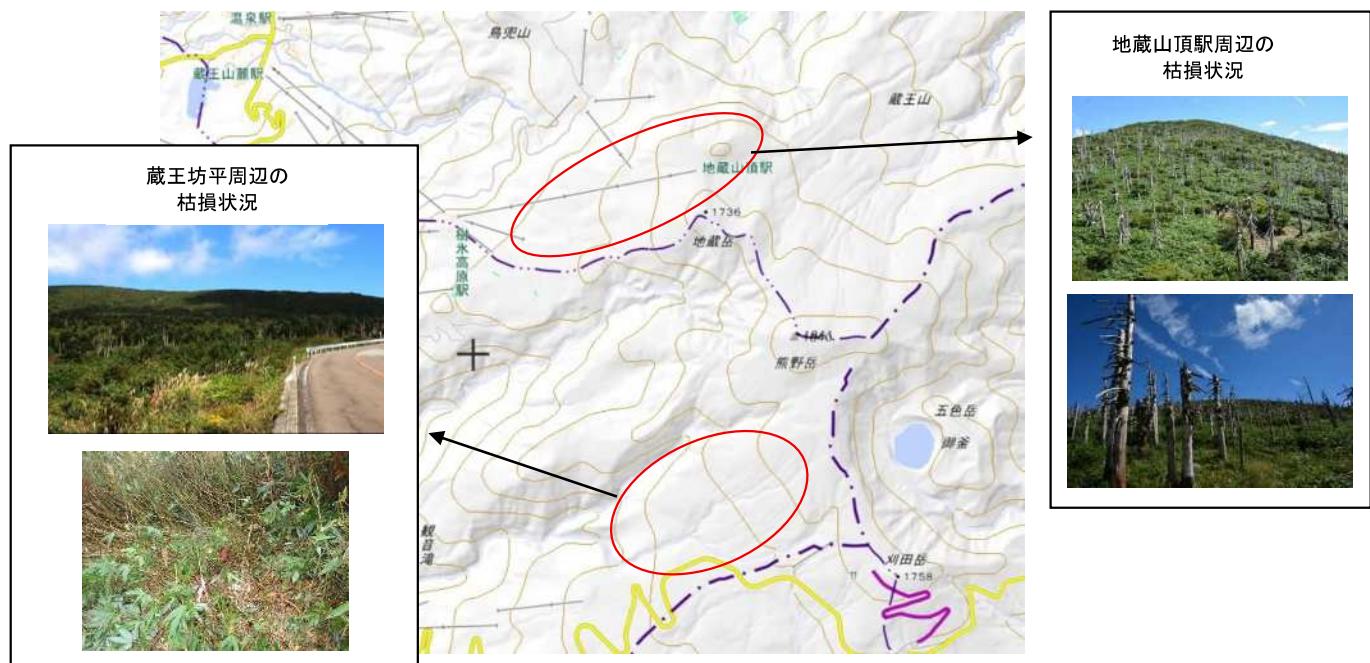
蔵王国定公園の計画変更に係る検討状況

1 変更が必要な理由

蔵王の樹氷を形成するオオシラビソ林が広範囲で枯損し、特に、地蔵山頂駅付近では、自然の力での再生が期待できないほどの被害になっている。

蔵王国定公園の景観の特性である樹氷の復活を目指すため、オオシラビソ林を再生していく必要がある。

○山形県域の被害 約 16 ha、約 23,000 本（全本数の 2 割弱）



2 検討中の変更内容

①対象となる区域区分

特別保護地区、第 1 種特別地域、第 2 種特別地域、第 3 種特別地域

②事業計画の変更

保護施設計画に「植生復元施設」(※) を追加する。

3 参考事項

樹氷復活県民会議及び山形県では、オオシラビソ林の再生に関し、自然再生推進法（平成 14 年法第 148 号）に定める自然再生全体構想及び自然再生実施計画の策定に向け協議、検討中。（参照：参考資料）

※植生復元施設

○定義：植生を復元するために設けられる施設及び復元地をいう。

○計画上の留意事項：災害又は公園利用者の過剰利用その他の理由により、衰退しているか又はそのおそれのある自然植生を対象とする。

<国立公園に係る公園計画の作成等について（令和 4 年 4 月 1 日 環自国発第 2204015 号自然環境局長通知）から抜粋>

「樹氷復活県民会議」自然再生協議会の概要

～蔵王国定公園内のオオシラビソ林再生と樹氷復活～

参考資料

自然再生協議会とは

対象地域の自然再生に関心や関りを持つ様々な者が参加して、地域の将来像について合意形成を図るための協議を重ね、各参加者が連携協力しつつ自然再生の取組みを実施することを目的とした集まり。

蔵王地域のオオシラビソ林再生に関心や関りを持つ様々な者（樹氷復活県民会議構成団体）が、蔵王の将来像について協議・合意形成を図り、長期的な観点から自然再生の全体的な方向性を示す「**自然再生全体構想**」の策定と、自然再生事業実施者が策定する「**自然再生事業実施計画**」の案について協議する。

自然再生全体構想

地域における自然再生の全体的な方向性を長期的な観点から示すもので、自然再生の目標や役割分担を定める。全体構想の作成に当たっては、事前に地域の自然環境に関する科学的なデータの収集や、社会状況に関する調査を実施し、その結果をもとに協議する。

自然再生事業実施計画

自然再生全体構想を踏まえ、自然再生事業実施者（山形県）が自然再生協議会と協議し、個々の自然再生事業の内容を明らかにする計画を作成する。

林野庁東北森林管理局

蔵王地域における
オオシラビソ枯損に係る検討会

・検討会には有識者、森林総合研究所東北支所、
関係行政機関、地元関係者が参加

助言

自然再生協議会＝樹氷復活県民会議

- 樹氷復活県民会議が自然再生協議会の機能を兼ねる内容に設置要綱を改正（R7.3.17付）。
- 樹氷復活県民会議設置要綱第10条（ワーキンググループ）に自然再生協議会ワーキングチーム（自然再生協議会検討部会）を置く。
【自然再生協議会WT構成メンバー】
・専門家（有識者）
・地域住民
・関係地方公共団体
・関係行政機関
など
- 自然再生協議会ワーキングチームが、自然再生全体構想（案）及び自然再生事業実施計画（案）について協議し、樹氷復活県民会議に提案する。
- 山形県が自然再生事業実施者となり協議会構成団体と協力して自然再生事業を実施していく。
- 自然再生事業の実施について、自然再生協議会で評価検証を行う。

令和6年度

- ・樹氷復活県民会議が自然再生協議会となることを決定
- ・樹氷復活県民会議設置要綱を改正し
自然再生協議会WTを設置
- ・WTメンバーの選定・就任の打診

令和7年度

- ・WT設立会議（R7.7.16）
- ・自然再生全体構想作成に向けた
調査事業委託（アジア航測（株））
- ・WTによる骨子（案）議論（3回）
- ・樹氷復活県民会議が骨子（案）を承認

令和8年度

- ・WTによる議論
自然再生全体構想及び自然再生事業実
施計画の（案）を作成
- ・樹氷復活県民会議が自然再生全体構想
及び自然再生事業実施計画を策定

令和9年度以降

- ・自然再生事業の実施
- ・自然再生事業の
評価検証

公園計画

令和7年度：公園計画変更の準備

令和8年度：公園計画変更を環境省に申出
(審議会の決定)

令和9年度以降：
植生再生事業の実施

自然再生事業を活用し、計画的にオオシラビソ林の再生を進めていく

鳥海国定公園の概要

1 自然公園の指定

昭和 38 年 7 月 4 日 (平成 20 年に再検討により計画変更)

2 面積

1 3, 553 ha (海域 3, 459 ha)

<市町村別内訳>酒田市 3, 592 ha、遊佐町 9, 961 ha

3 規制計画

(単位 : ha)

区分	面積			
		国	公	私
特別保護地区	826	0	0	826
第1種特別地域	3, 135	3,090	0	45
第2種特別地域	2, 258	1,721	262	275
第3種特別地域	7, 155	5,191	20	1,944
普通地域	179	2	2	175
合計 (陸域)	13, 553	10,004	284	3,265

4 事業計画

①保護施設計画

動植物繁殖施設

②利用施設計画

集団施設地区、単独施設 (宿舎、展望施設、駐車場)、道路 (車道、歩道) など

5 参考事項

環境大臣が指定する採取等を規制する植物として、チョウカイアザミやチョウカイフスマなどがある。

鳥海国定公園の計画変更に係る検討状況

1 変更が必要な理由

現行の鳥海国定公園計画において、道路（歩道）の位置づけがないものの、現に登山者等により利用されている区間があり、周辺の植生荒廃が懸念されることから、植生の保護及び利用者の安全性の向上を図る必要がある。

2 検討中の変更内容

①対象となる区域区分

第1種特別地域

②事業計画の変更

利用施設計画に「道路（歩道）」（※）を追加又は延長する。

3 公園計画変更に係る関係者との検討経過

①5月26日：遊佐町と計画変更に係る打合せ

②6月2日：鳥海山岳会、鳥海山ガイド協会、遊佐町と計画変更に係る打合せ

③8月5日：県担当者による現地確認

　　鳥海大物忌神社と計画変更に係る打合せ

④8月21日：鳥海山ガイド協会、鳥海山岳会、自然公園管理員と現地調査

⑤10月22日：鳥海大物忌神社、鳥海山岳会、鳥海山ガイド協会へ追加する
　　道路（歩道）ルート（案）の意見照会

（11月4日まで全関係者より同意の回答を受領）

※道路（歩道）

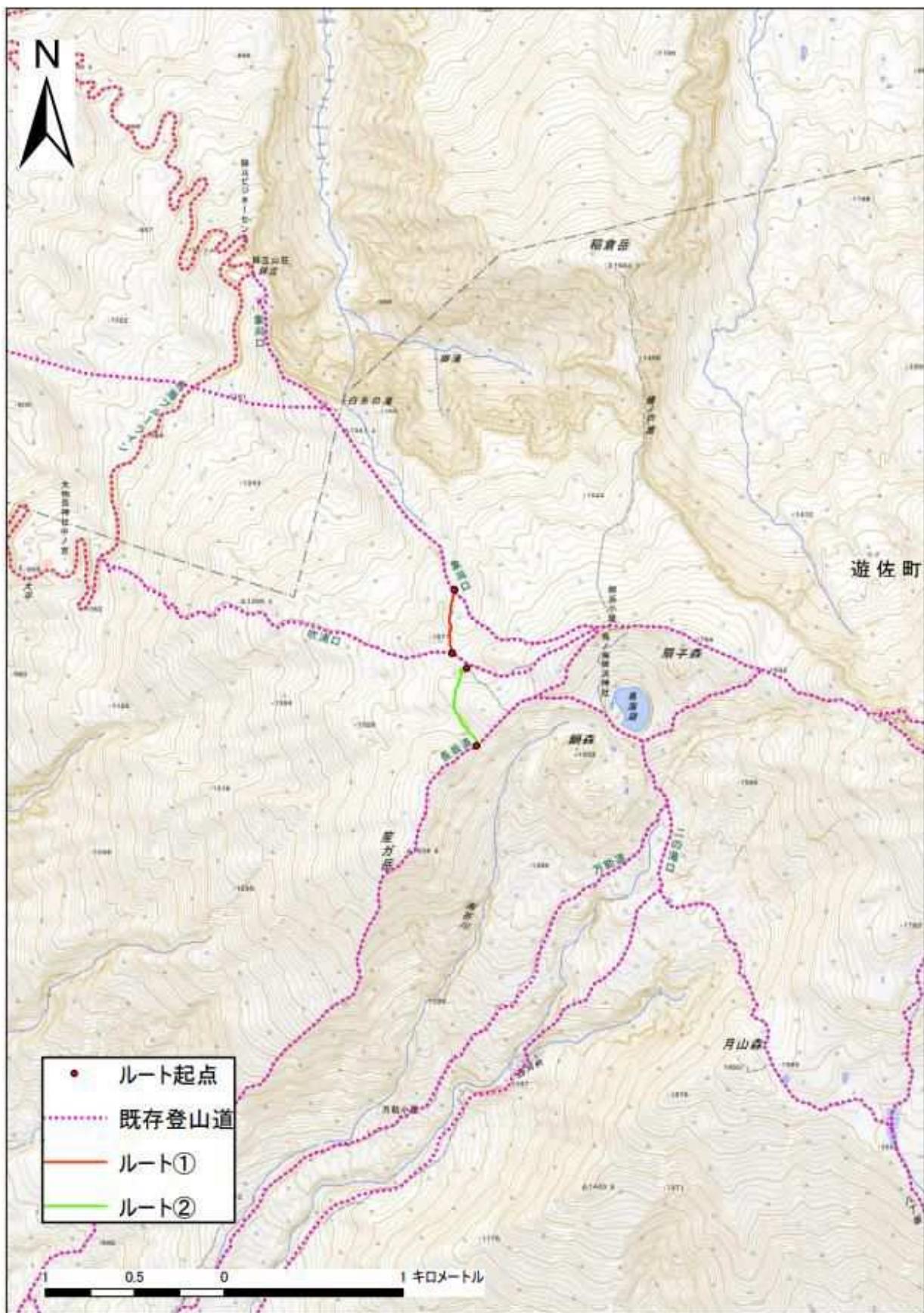
○定義：公園利用者の徒歩利用の用に供される道路をいう。

○計画上の留意事項：

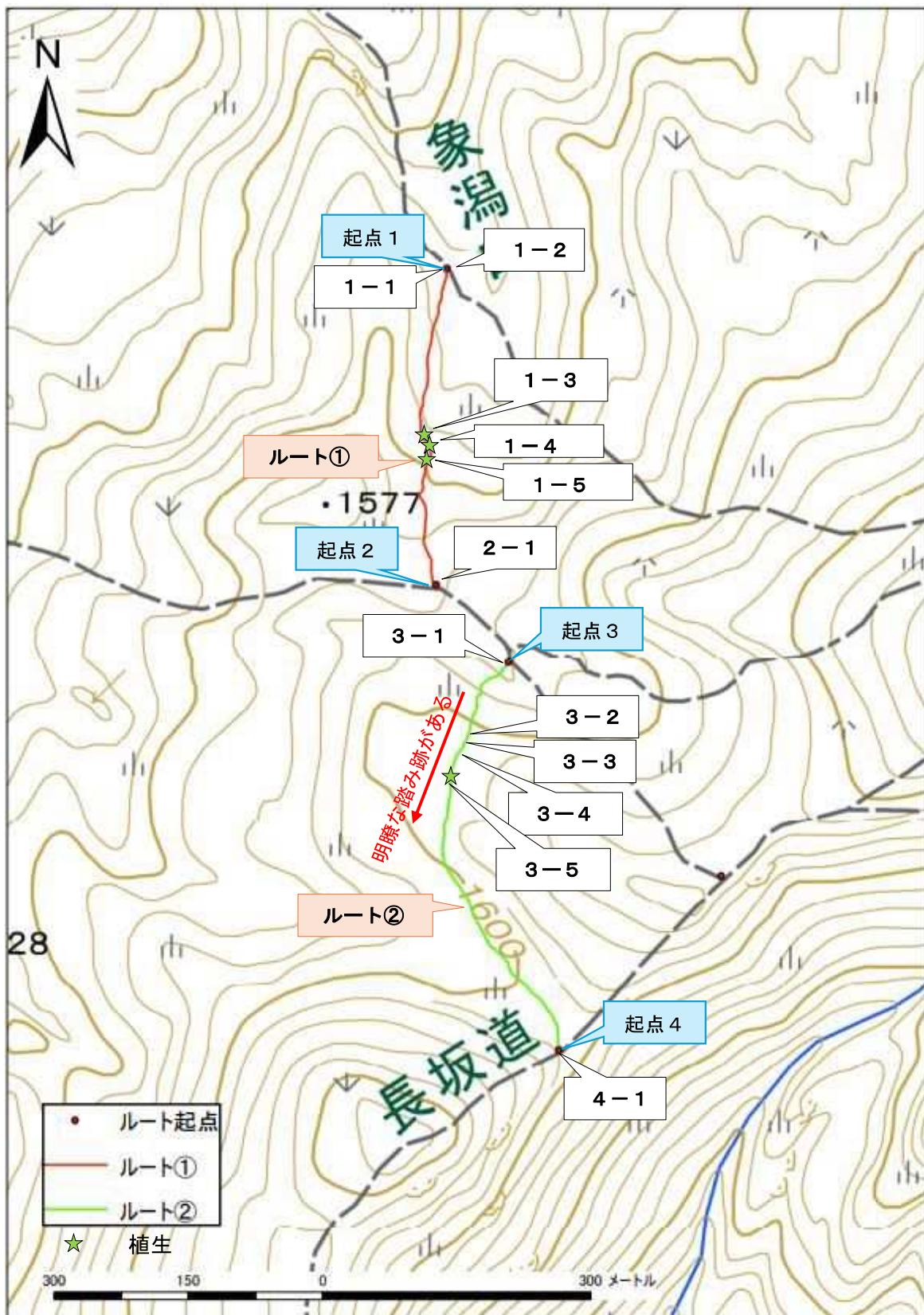
- ・利用の質及び量、自然性、眺望、既存ルート等を総合的に勘案し、適切なルートを設定すること。
- ・高度の登山技術又は深い経験を必要とする専門的な登山ルート（ロッククライミング、沢登り、藪こぎ、山スキー等のいわゆるバリエーションルート）は計画しないこと。
- ・原則として、歩道専用路について定めることとするが、歩道専用路以外の道路であっても、歩道専用路と連続して一体として利用するため、案内標識、解説施設等の整備を要するものについては、この限りでないこと。また、クリスカントリー、乗馬利用等の用に供される道路の場合、徒步利用の安全性及び快適性を妨げない場合に限る。
- ・上述の徒步利用以外の利用が想定される場合については、その旨整備方針に明記すること。

<国立公園に係る公園計画の作成等について（令和4年4月1日 環自国発第2204015号自然環境局長通知）から抜粋>

● 8月21日現地調査箇所



● 8月21日現地調査結果



ルートNo.	起点No.	標高	距離
①	1	1524.85m	380.46m
	2	1567.96m	
②	3	1582.98m	501.96m
	4	1604.49m	

※距離はArcMAPより算出

● 調査ルート写真

	
1-1 登山道が明示されている	1-2 起点付近は岩がある
	
1-3 ハクサンボウフウ（白い花）	1-4 イワイチョウ
	
1-5 チョウカイアザミ	2-1 登山道との合流地点

	
3-1 登山道が明示されている	3-2 踏み跡の明瞭な道が続く
	
3-3 池塘が複数見られる	3-4 踏み跡や水の流れにより道幅が広がったと推測される箇所が散見される
	
3-5 モウセンゴケ	
	
4-1 登山道との合流地点 侵入防止のため石で塞がれている	4-1 注意案内が外されてしまっていた

※自然公園法第20条第3項第11号に基づく環境大臣指定植物のうち、鳥海国定公園の指定植物リスト（昭和57年6月10日9）に掲載の種

公園計画変更スケジュール（予定）

時期	内容
令和7年12月 ～令和8年2月	国の関係地方行政機関・関係市町村への意見照会
令和8年2月	環境審議会 野生鳥獣・自然環境部会
令和8年6月	環境大臣へ申出
令和8年7月 ～8月	環境省原案作成 パブリックコメント 国の関係地方行政機関への協議
令和8年9月	環境省案の確定
令和8年12月	中央環境審議会
令和9年2月	官報告示